

令和4年度(2022年度)

名古屋市立大学大学院経済学研究科

博士後期課程(経済学専攻・経営学専攻)

学生募集要項(早期修了プログラム)

(注) 博士後期課程早期修了プログラムとは一定の研究業績を有する学生を対象に、標準修業年限3年である博士後期課程を最短で1年で修了し、課程博士の学位を取得できるようにするプログラムです。なお、早期修了プログラムの合格が認められなかった場合でも、標準修業年限の課程での合格が認められる場合があります。

1 募集人員

第1回 若干名
第2回 若干名
(博士後期課程全体の募集人員は5名とする)

2 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者又は令和4年3月までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月までに修了見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)に規定する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修した者であって、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学経済学研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、令和4年3月31日までに24歳に達するもの

(注) 出願資格の(8)により出願する場合は、出願前に個別資格審査申請を行うこと。

ア 提出書類：個別審査願(所定用紙)、個別資格審査用履歴書(所定用紙)、業績書(所定用紙)、成績証明書及び卒業(見込)証明書(最終学歴のもの)、成績証明書及び卒業(見込)証明書(最終学歴のもの)の日本語訳(日本語以外で作成された証明書を提出する場合)。封筒の表に「経済学研究科博士後期課程(早期修了プログラム)資格審査書類在中」と朱書きし、下記の申請期間内に名古屋市立大学学生課入試係経済学研究科入試担当に書留速達で郵送すること。期限までに到着しなかった場合は受理しない。(消印有効ではないので注意すること。)

イ 申請期間：第1回 令和3年7月20日(火)～令和3年7月27日(火)〔必着〕

第2回 令和3年12月24日(金)～令和4年1月6日(木)〔必着〕

ウ 審査結果の通知：審査後、速やかに通知する。

ただし、下記期日を過ぎても通知がない場合は照会すること。

第1回：令和3年8月12日(木) 第2回：令和4年1月20日(木)

※国外から申請する場合は、必ず日本国内在住の代理人が申請手続を行うこと。国外からの郵送による申請は認めない。本学からの通知も代理人あてに行う。

※成績証明書及び卒業(見込)証明書(最終学歴のもの)の日本語訳は任意の様式で作成すること。

3 出願期間及び方法

第1回：令和3年8月16日（月）～8月20日（金）【**必着**】郵送に限る。窓口受付は行わない。

第2回：令和4年1月24日（月）～1月28日（金）【**必着**】郵送に限る。窓口受付は行わない。

必要事項を記入した出願書類提出用封筒の表紙<本学所定>を角型2号の封筒(ご自身でご用意ください)に貼り付け、その封筒に出願書類等を入れ、書留速達で郵送すること。

期限までに到着しなかった場合は受理しない。（消印有効ではないので注意すること。）

出願書類を受理したときは、受験票、試験場案内を送付する。以下の期日を過ぎても届かない場合は学生課入試係経済学研究科入試担当に照会すること。

第1回：令和3年9月3日（金） 第2回：令和4年2月9日（水）

※国外から出願する場合は、必ず日本国内在住の代理人が出願手続を行うこと。国外からの郵送による出願は認めない。本学からの通知も代理人あてに行う。

<p>出願・入学等に関する照会先</p> <p>〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地 名古屋市立大学事務局大学管理部学生課入試係 経済学研究科入試担当</p> <p>電話 052(853)8020 FAX 052(841)7428 E-mail shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp</p>
--

<p>教務・入学後等に関する照会先</p> <p>〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地 名古屋市立大学山の畑事務室 経済学研究科担当</p> <p>電話 052(872)5805 FAX 052(872)1531 E-mail admissions@econ.nagoya-cu.ac.jp</p>
--

4 出願書類等

書 類 等	摘 要
① 入 学 願 書 写 真 票 受 験 票	<p>[本学所定用紙使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、正面、上半身、無帽、背景なし、カラー、縦4cm×横3cm、出願前3か月以内に撮影したものを貼付すること。 ・受信場所は、確実に連絡のとれるところを記入すること。
② 履 歴 書	<p>[本学所定用紙使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学歴は、高等学校卒業から記入すること。 ・職歴があれば記入すること。
③ 成 績 証 明 書 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍又は出身大学等の長が作成したもの。 ・出願資格(2)又は(3)により出願する者は、修了した修士課程に相当する課程の成績証明書を提出すること。コピーは不可。ただし、証明書の再発行ができないものはコピーの提出を認める。なお、コピーを提出した場合は、入学手続きの際に原本を確認する。 ・日本語以外の言語で記載された証明書を提出する場合は、日本語訳を任意の様式で作成し、必ず添付すること。原本をコピーしたものに書き込んでもよいが、証明書に直接書き込んではいけない。 ・出願資格(8)により出願する者は、提出の必要はない。

④	博士前期課程・ 修士課程修了（見込） 証明書 （注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍又は出身大学等の長が作成したもの。 ・出願資格（2）又は（3）により出願する者は、学位の授与を証明する書類を提出すること。コピーは不可。ただし、証明書の再発行ができないものはコピーの提出を認める。なお、コピーを提出した場合は、入学手続きの際に原本を確認する。 ・日本語以外の言語で記載された証明書を提出する場合は、日本語訳を任意の様式で作成し、必ず添付すること。原本をコピーしたものにも書き込んでもよいが、証明書に直接書き込んではいけない。 ・出願資格（8）により出願する者は、提出の必要はない。
⑤	英語に関する試験・資格 等の成績証明書 【語学試験：50点】	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の資格等に関する成績証明書を提出すること。 ・成績証明書は原本の提出を原則とする。 ・令和元年9月以降に受験したものを有効とする。
⑥	業績リスト（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的業績と業務業績に分けて作成すること。様式は自由とする。 ・記述する字数に制限はないものとする。 【学術的業績】 ・博士学位請求論文の基となるものを記載すること。また、査読付論文（査読付雑誌に掲載されたかあるいは掲載が決まっている論文）を1本以上必要とする。 ・未公刊の論文を記載する場合には、採択通知と原稿を添付すること。 ・その他の学術的業績は、依頼原稿、講演、マスメディアへの出演等、区分して記載すること。 【業務実績】 ・主な業務実績を年ごとにリストにし、内容を簡潔に説明すること。
⑦	査読付論文等（1編以上）各3部	<ul style="list-style-type: none"> ・4 出願書類等の⑥の【学術的業績】の中から1編以上は提出すること。
⑧	査読付論文等の要旨3部	<ul style="list-style-type: none"> ・1編につき400字程度で記述すること（英文可）。 ・4 出願書類等の⑦において提出するすべての査読付論文等の要旨を提出すること。
⑨	最終学歴における専門分野および職歴における業務内容と志望分野との関係に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は自由とする。 ・1000字程度で記述すること。
⑩	博士論文計画書	<p>[本学所定用紙様式第1号使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000字～3000字程度で記述すること。 ・4 出願書類等の⑥の【学術的業績】であげた論文の内容に基づいて、学位請求論文執筆の構想について簡単に記述すること。 ・博士論文を執筆する際に、問題点・課題として残されていると考えることがあれば記述すること。 ・博士論文の研究テーマの背景や関連分野についての簡単なサーベイを記述すること。
⑪	学力達成度申告シート	<p>[本学所定用紙様式第2号使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表2（5ページ）に示す各項目について、自己評価として1～3のいずれかを達成度申告シートの「主張するレベル」欄に記入すること（それぞれのレベル内容についてはシート内を参照）。また、その根拠を「主張の根拠」欄に記入すること。 ・原則として、①、③、④、⑤、⑥については3であることが主張できなければならない。また、②については2あるいは3であることを主張できなければならない。

⑫	住民票 (外国籍の者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の者で在留資格がある者は提出すること。(◎個人番号(マイナンバー)が省略された住民票を取得すること。取得した住民票に個人番号が記載されている場合は、油性ペンなどを使用して塗りつぶし、完全に見えない状態で提出すること。)在留資格期間が短期の者は、パスポートに押された日本の査証の写しを提出すること。 ・国外在住者が出願する場合は、パスポートの写しを提出すること。
⑬	入学検定料等 (30,374円)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼書(本学所定のもの)を使用し、必要事項を記入のうえ、30,374円(入学検定料30,000円+受験票等送付のための速達郵便料金374円)を添えて銀行などで振り込むこと。 [ゆうちょ銀行(旧郵便局)では取り扱いはしない。また、ATM等は使わず必ず窓口で振り込むこと。] ・振込手数料は志願者本人の負担となる。 ・銀行などから受け取った「入学検定料等納付証明書(B票)」を他の出願書類と一緒に提出すること。「振込金(兼手数料)受領書(A票)」は入学志願者が保管するものであるから注意すること。 ・原則として既納の入学検定料等は返還しない。ただし、以下の場合は、納入された入学検定料等を返還するので、本学ウェブサイトを確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①二重で振り込みをした場合 ②入学検定料等の振り込み後、出願書類を提出しなかった場合 ③出願が受理されなかった場合
⑬	あて名用シール	<p>[本学所定用紙使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験票の送付及び合否の通知に使用する。

(注1) 成績証明書及び修了(見込)証明書に記載された氏名と現在の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本など改氏名したことを証明できる書類を合わせて提出すること。

(注2) 業績リスト記載例

(a) 学術的業績

1. 査読付学術雑誌(1編)

〇〇, 名市大介: 財政赤字のマクロ経済効果 〇〇学会論文誌, Vol. xx, No. xx (2011), pp. xxx-xxx.

2. 査読付国際会議論文(1編)

Meishi, Daisuke, Economic effects of fiscal deficit, Fiscal Research, Vol. xxx, No. xx (2011), pp. xxx-xxx.

3. 口頭発表

名市大介: マクロ経済学の有効性, 第20回〇〇学会, 2009年9月.

(b) 業務実績

2008年4月~2010年3月: 〇〇会社の販売促進チーム、リーダー

(c) その他特記事項

なし

(別表1)

試験・資格等	結果による換算		
	50点(満点)	以下の数式による	0点
TOEIC	800点以上	$50 \times \frac{\text{TOEICの得点} - 300}{500}$	300点以下
TOEFL(iBT)	90点以上	$50 \times \frac{\text{iBTの得点} - 30}{60}$	30点以下
TOEFL(PBT)	570点以上	$50 \times \frac{\text{PBTの得点} - 400}{170}$	400点以下
iELTS	6.5以上	$50 \times \frac{\text{iELTSの得点} - 3.0}{3.5}$	3.0以下

【提出書類について】

TOEIC…TOEIC公開テストのListening & Readingの公式スコア（コピー不可）

なお、韓国TOEICのホームページからダウンロードし印刷された成績表は不可とする。

TOEFL…受験者用スコア票（Examinee's Score Report）（コピー不可）

iELTS…成績証明書（Test Report Form）（コピー不可）

※全て令和元年9月以降に受験したものを有効とする。

(別表2)

①専門基礎（専門基礎：希望する専門分野・領域について、博士の学位にふさわしいレベルの基礎能力を有しているか。）
4 出願書類等の⑥の【学術的業績】として掲げた論文等の内容に従って、専門知識が博士論文着手可能な水準であることを明確に主張すること。また、論文等の内容に言及して具体的に記述すること。
②関連分野基礎（専門に関連した分野・領域について、専門分野・領域ほどではないとしても、博士の学位にふさわしいレベルの基礎能力を有しているか。）
修士課程の学習内容について、簡潔に記述すること。修士課程を修了していない場合には、修士号相当の関連分野知識を有していることを簡潔に記述すること。
③現実問題の知識（現実の経済問題について、博士の学位にふさわしいレベルのセンス・見識を備えているか。）
これまでの経済学の研究の中で得た知識が、4 出願書類等の⑥の【学術的業績】にどのように生かされているか、また、どのようにしてその知識を得たかを具体的かつ簡潔に記述すること。また、論文を引用せず、4 出願書類等の⑥の【業務業績】に基づいて述べても構わないが、その場合には、どの業務実績についてであるかを明らかにすること。
④問題設定から解決まで（研究において問題設定から解決までのプロセスを理解し、具体的解決に導くことができるか。）
4 出願書類等の⑥の【学術的業績】として挙げた論文に基づいて、どのような問題設定を行い、どのように問題を解決していったかを、論文等の特定部分に言及しながら、具体的かつ客観的に記述すること。
⑤プレゼンテーション・コミュニケーション能力（博士の学位にふさわしいプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を有しているか。）
これまで行ったプレゼンテーションについて日時、場所、発表内容を簡潔に要約して記述すること。
⑥学術的成果（博士の学位を授与してよいと判定できる学術的成果を有しているか。）
4 出願書類等の⑥の業績リストに基づいて、論文実務業績等を要約すること。

5 出願に係る希望専攻及び指導教員の記載について

出願にあたっては、希望する専攻について入学願書に記入すること。また、「学生募集要項（早期修了プログラム）補足説明」を参考にして、入学後に指導を希望する教員名を記入すること。

なお、志願者は、受験する前に、必ず、指導を希望する教員に連絡を取り、研究テーマ等を事前に伝えること。

6 障害等を有する入学志願者との事前相談

障害等がある入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず学生課入試係経済学研究科入試担当（2ページ）まで申し出ること。

7 入学者選抜方法及び期日等

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、書類審査、口述試験（面接）及び語学試験の結果を総合して行う。

書類審査は、4 出願書類等で提出された書類、特に⑥～⑩を中心に審査する。

新型コロナウイルス感染症の状況により、今後、入学者選抜期日及び方法が変更される場合があります。また、ウェブサービスによる面接を実施する場合があります。ウェブサイト「大学院入試に関するお知らせ」のページを随時ご確認ください。
<https://www.nagoya-cu.ac.jp/admissions/graduate/information/index.html>



(2) 期日、時間、科目等

試験期日	試験時間	試験科目
第1回 令和3年9月18日(土)	11:00～	口述試験
第2回 令和4年2月12日(土)	10:00～	

(3) 試験会場

名古屋市立大学滝子(山の畑)キャンパス3号館（名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地）
集合時間等の詳細については、受験票とともに案内を送付する。

8 合格発表

第1回 令和3年10月22日(金) 14:00

第2回 令和4年 3月 4日(金) 14:00

滝子(山の畑)キャンパス3号館玄関に、受験番号により合格者を発表するとともに、本人又は代理人あてに可否を通知する。

※合格者には入学手続期日や必要書類などの入学手続についての案内も同封するので、必ず確認すること。

（合格発表日後1週間を過ぎても届かない場合は、〔経済学研究科入試担当〕にお尋ねること。）

9 入学手続

(1) 手続期日（予定）

第1回 令和3年10月下旬

第2回 令和4年 3月中旬

(2) 手続方法

合格通知とあわせて、入学手続き案内を本人又は代理人あてに通知する。

(3) 入学手続時納付金

ア 入学料	名古屋市住民等	232,000円
	その他の者	332,000円

本学大学院の博士前期課程または修士課程を修了して引き続き、同一研究科の博士後期課程へ進学する者は、納付する必要はない。

イ 学生教育研究災害傷害保険料 2,600円

ウ 経済学会費 7,500円

(注1) 入学料等は、入学手続時に納付すること。なお、既納の納付金は返還しない。

(注2) 名古屋市住民等とは、①入学者 または ②配偶者若しくは1親等の親族が入学の日（4月1日）において同日の前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者を指す。

(注3) 上記は、令和3年度4月入学者の金額である。令和4年度入学者については改めて通知する。

10 授業料

年額 535,800円（前・後期分 各267,900円）

上記は令和3年度4月入学者の金額である。令和4年度入学者については改めて通知する。

授業料は、入学後、年2回（前期・後期）に分けて引落しを実施する。

在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料が適用される。また、必要な諸経費について別途徴収することがある。

11 奨学金制度

日本学生支援機構において大学院学生に対する貸与制度がある。

希望者については本学において、学業成績及び研究能力等を審査のうえ推薦手続をとることができる。

12 注意事項

(1) 出願書類等が不備の場合は受理しない。

(2) 出願書類等に虚偽の記載をした者は、入学後であっても入学を取り消すことがある。

(3) 出願書類等は、返還しない。

(4) 受信場所を変更した場合は、直ちに学生課入試係経済学研究科入試担当（2ページ）に連絡すること。

(5) 出願後、教員への大学院入試に関する連絡等は原則禁止する。

(6) 二重学籍は原則禁止とする。

13 緊急時における大学からのお知らせについて

災害の発生時など、緊急時の連絡及び本募集要項の内容から変更する必要がある場合には、本学ウェブサイトにより周知するので、受験前は特に注意すること。また、受験者本人へ直接連絡する場合があるので、出願書類には必ず連絡のとれる連絡先を書くようにすること。

○本学ウェブサイト <https://www.nagoya-cu.ac.jp/>

大学院アドミッション・ポリシー

名古屋市立大学は、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」ことを大学の基本的理念として掲げ、大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づき、高度な専門性と学際的視点を備えた研究者及び職業人を育成することを目標としている。

本大学院では、これらの理念や目標のもとに、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を広く求めている。

経済学研究科アドミッション・ポリシー

経済学研究科の基本的な理念は、経済学や経営学に関する広範で豊かな知識や教養を備えた社会人ならびに高度な専門的知識を有する研究者の養成に努め、経済、経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対応できる高度な専門性を持つ人材を社会に送り出すことである。

博士後期課程では、経済学研究科の基本的理念にもとづき、研究者の養成をはじめ、経済、経営上の諸問題に柔軟かつ的確に対応できる高度な専門性を備えた人材の育成を目標として、次のような意欲と能力に満ちた学生が入学することを期待し歓迎している。

- ・ 経済・経営分野における高度な学修や研究に深い関心を持ち、研究や学修上の諸課題に立ち向かう強い意志と意欲を持っている人
- ・ 大学院での研究・学修成果をもとに高度な専門性を持って、経済社会の諸問題を的確に分析しその解決を見出す努力をしようとする人
- ・ 国際社会における経済、経営の諸問題について十分な理解力を持ち、国際的に問題解決にあたる意思を持つ人

<参考>名古屋市立大学大学院学則（抜粋）

第21条（略）

2 他研究科の後期課程に入学又は進学することのできる者は、法第102条第1項ただし書及び施行規則第156条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) の2 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) の3 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) の4 外国の学校、第3号の2に規定する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修した者であって、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

個人情報の取り扱い

個人情報については「名古屋市個人情報保護条例」に基づいて、次のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用

- ア 出願書類等に記載された氏名、住所その他の個人情報については、入学者選抜業務（出願登録処理、選抜実施、合格発表、入学手続等）を行うため使用します。

イ 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報を、今後の入学者選抜及び大学教育の改善のための調査研究や学術研究の資料として利用する場合があります。（調査研究の発表に際しては、個人が特定できない形で行います。）

ウ 入学者の個人情報については、教務関係（学籍管理、就学指導等）、学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

(2) 業者への委託

上記(1)の各業務での利用に当っては、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、一部の業務を外部の事業者へ委託することがあります。

敷地内全面禁煙について

本学は、敷地内禁煙を実施しており、学生の皆さんにも、この方針を遵守していただくとともに、大学周辺道路での禁煙にもご協力をいただいております。